

児湯畜連発第4号
令和5年2月16日

各JA代表理事組合長
成牛市出荷者
成牛市購買者 } 様

児湯郡市畜産農業協同組合連合会
代表理事会長 本多 久巳典
成牛市事故補償委員会
委員長 本多 久巳典

成牛市事故補償規定の一部改定について

時下、日頃より当市場をご愛顧頂き誠にありがとうございます。重ねて、本会事業の取り組みに対して、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、この度、事故の多様化や屠畜時の廃棄事故の増加を受けて、検討の結果、事故補償規定を下記のとおり一部改定させて頂くことと致しましたので、ご通知致します。

何卒ご理解を賜りまようお願い申し上げます。

記

【改定した部分】

第6条 1

- ・特定の疾病「牛白血病・敗血症・全身性腫瘍」に「黄疸・水腫・尿毒症」を追加。
- ・屠畜までの期間を「落札日より15日以内」から「落札日より半年以内」に変更。

第6条 3

- ・「成牛市出荷者が転入して60日以上が経過したものを上場した場合を補償対象とする。」を追記。

※成牛市出荷時点で60日を経過していないものは、補償対象外とする。

第6条 4

- ・「最終の購買者と発症時の所有者は同一でなければならない。」を追記。

【施行年月日】

- ・令和5年4月1日より一部改定し施行する。

児湯地域家畜市場 成牛市事故補償基準（改定版）

1. 原則、成牛市事故補償規定の通り、異議申し立ては落札日より8日までとし、9日を経過したものは無効とする。但し、獣医師の診断があり、搬出前に発症したと確認でき、落札時に公表がなかったものについては、この限りでない。（特定の疾病については、落札日より半年間の異議申し立てとする。）このような場合は、出荷者に確認を取り、三者（出荷者・購買者・児湯畜連）で協議を行い解決に努めるが、解決出来ない場合については、成牛市事故補償委員会（以下、委員会とする）に諮るものとする。
2. 補償期間は原則、市場業務規定の通りとする。但し、委員会が認めた場合はこの限りでない。
3. 補償対象の事故では発生した診療費・処理代等は領収書をもって全額補償とする。但し治療継続のものは、委員会で補償が決定した日までを補償期限とする。
4. 飼育管理を受諾し搬出までに行った事故については、委員会に諮るものとする。但し、軽微な事故（5万円以下）及び診療費、治療費補償については、畜連参事が判断決定し委員会での報告にて承認する。
5. 死亡事故等の補償については次の通りとする。
 - 1) 死亡した場合の補償割合は、原則落札日より死亡日までの日数で下記「死亡事故の補償基準割合」より算出する。尚、補償算出金額は、購買支払合計金額（税込）を使用するものとし、死亡までの診療費、治療費、診断書代、処理代も合わせて補償する。
 - 2) 諸々の要因で、死亡はしていないが、先が見込めない場合には、原則落札日より報告日の日数で下記「死亡事故の補償基準割合」の半額を補償する。

死亡事故補償基準割合

8日以内	15日以内	30日以内	60日以内
100%	75%	50%	25%

6. BL陽性牛の補償については次の通りとする。
 - 1) BL陽性牛の補償は一切行わない。
7. 特定の疾病（牛白血病・敗血症・全身性腫瘍・黄疸・水腫・尿毒症）の補償については次の通りとする。
 - 1) 落札日より半年間において、屠場にて特定の疾病と診断、全廃棄となった場合（診断書必須）には購買支払合計金額（税込）を補償する。但し、購買者と枝肉出荷者が異なる場合は補償しない。
 - 2) 屠畜されていなくても、血液検査等の精密検査を実施し、「BL発症」と診断された場合には購買支払合計金額のみ（税込）を補償する。尚、「BL発症」の判断については、全国NOSAI規定による基準に準ずるものとする。（別紙参照）
8. 上記において、日数計算する場合は全て落札日を1日と数える事とする。